

平成29年度後期高齢者 医療保険料が決定

後期高齢者医療保険料率は、2年に1度見直すこととされています。平成29年度の保険料率については平成28年度と同様です。

被保険者には、7月に平成28年中の所得金額に基づき、平成29年度後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書を送付します。

保険料の納入方法として、年金から保険料を天引きする「特別徴収」と、納付書や口座振替などで納める「普通徴収」があります。

年度途中に被保険者になった人は、資格を取得した月から月割で保険料を納めます。

特別徴収
保険料の仮算定を行い、4月より年金からの天引きを開始していますが、今回決定した年間保険料から、仮算定によって徴収4月・6月・8月に天引きする額を差し引いた残額を、10月・12月・2月に天引きします。

注 年金額が年額18万円未満の人や、年金額が年額18万円以上でも、後期高齢者

$$\text{平成28・29年度 保険料(年額)(限度額57万円)} = \text{被保険者均等割額} + \text{所得割額}$$

被保険者均等割額: 被保険者1人当たり51,649円

所得割額: 賦課のもとなる所得金額×所得割率10.41%

医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える人などは、普通徴収になります。

普通徴収
納付書や口座振替などで、7月～翌年3月までの9回納期で納めます。

▽納付書 金融機関の窓口などで納付
▽口座振替 金融機関(ゆうちょ銀行を含む)守口市委託契約先金融機関の口座からの引き落とし

保険料について

問 保険課保険料係
TEL 06・6992・1625

保険料の納付について

問 保険課納課
TEL 06・6992・1537、1538

制度全般について

問 大阪府後期高齢者医療広域連合
TEL 06・4790・2028

後期高齢者医療制度における 保険料の軽減措置

①世帯の所得水準に応じて、表のとおり被保険者均等割額(5万1千649円)が軽減されます。

②所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定に係る「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下(年金収入のみ)の場合は、その収入が21万円以下の人は、所得割額が一律2割軽減されます(平成30年度でこの軽減措置

表

所得金額の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額(年額)
①下欄②に該当する被保険者であり、当該世帯の被保険者全員の各所得額が0円であるとき 【備】公的年金等控除額は80万円として計算	9割	5,164円
②同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が基礎控除額(33万円)を超えないとき	8.5割	7,747円
③同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+27万円×被保険者数】を超えないとき	5割	25,824円
④同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+49万円×被保険者数】を超えないとき	2割	41,319円

注 軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。
世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得金額が軽減判定の対象となります。

③後期高齢者医療制度に加入する日の前日に、被用者保険などの被扶養者であった(これまで保険料の負担のなかった)場合は、所得割額が課されず、被保険者均等割額の7割(平成30年度は5割)が軽減されます。③については、届出が必要です。③軽減手続きがまだの人は、保険課へ届出をしてください。

後期高齢者医療被保険者証が変更

現在使用中の後期高齢者医療被保険者証(薄緑色)の有効期限は、7月31日(月)です。

新証(桃色)を7月末までに対象者へ送付しますので、有効期限が過ぎた保険証を、市に返却または破棄してください。新証が届かない場合や、記載内容に変更がある場合は、保険課給付係まで連絡してください。

医療機関などでの一部負担割合は、所得区分が一般および市民税非課税世帯(低所得Ⅰ・低所得Ⅱ)の人が1割、現役並み所得の人が3割です。

現役並み所得とは、同一世帯における全世帯員の平成28年中の市民税課税所得金額が145万円以上の場合です。

注 現役並み所得と判定された場合でも、収入金額に応じて、申請により1割負担となる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

問 保険課給付係
TEL 06・6992・1545

子ども交流会

夏休みを東洋町・かつらぎ町で過ごしませんか。

東洋町

サーフィン・小アジ釣り
川遊び・キャンプファイヤー

時 8月2日(水)～4日(金) (2泊3日)
場 高知県東洋町自然休養村管理センター・白浜海岸周辺

対 市内在住の小学5・6年生

定 20人(申込多数の場合は抽選)
料 ¥1万円(交通費・宿泊・食事代など含む)

公開抽選会 7月14日(金)

午後2時30分から

場 市役所1階南エリア会議室106
かつらぎ町(隔年実施)

こんにやく作り・まがたま作り
川遊び・キャンプファイヤー
世界遺産の丹生都比売神社の散策



募集 市営住宅あき家入居者

市では、平成29年度市営住宅のあき家入居者を次のとおり募集します。

用紙配布・申込受付期間

8月16日(水)～8月31日(木) (郵送の場合は期間中の消印有効)

用紙配布場所

住宅まちづくり課、市役所総合案内、大日サービスコーナー

申込資格

①現在住宅に困っている②収入基準に合う③市内在住・在職者④申込者本人および同居しようとする人が暴力団員でない

詳しくは、「平成29年度守口市営住宅あき家入居者募集のしおり」をご参照ください。

抽選日・場所

9月15日(金) 13:30・市役所5階北エリア会議室502

申・問 住宅まちづくり課

TEL 06-6992-1708

住宅区分	団地名	棟	階	面積(m ²)	家賃
2DK	大久保団地(5階建・3戸)	A	3	34.9	11,300円～18,100円
		F	3		
		F	3		
3DK	佐太第一団地(4階建・1戸)	A	4	60.3	23,900円～35,600円
			3		

注 今回募集の団地にはエレベーターなし
家賃は予定額のため、変動する場合有り



8月1日出発!

「コミュニティバス愛のみのり号」

市では、高齢者や子育て世代をはじめ、広く市民の皆さんに利用していただけるよう、公共施設間をつなぐコミュニティバスを8月1日(火)から試行運行します。利用料金は無料です。

市長の資産等報告書の閲覧

「政治倫理の確立のための守口市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、平成29年度に提出された市長の資産等補充報告書、所得等報告書および関連会社等報告書が、7月3日(月)から法制文書課で閲覧できます。

問 市長室
TEL 06・6992・1302

詳しい内容については、広報もりぐち8月号および市ホームページで案内します。

問 道路課
TEL 06・6992・1694